

大気汚染防止法に係る 届出・規制及び最新動向について

環境対策推進課 発生源大気・悪臭担当

目次

- 1 規制対象物質と施設について
- 2 届出について
- 3 排出基準と測定義務
- 4 事故時の措置
- 5 光化学オキシダントの環境基準の見直しについて
- 6 大気に関する自主的取組の推進について

1 規制対象物質と施設について

大気汚染防止法の規制対象となる物質と施設は次のとおりとなります。

○規制対象物質

| | |
|----------|--|
| ばい煙 | 物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム、窒素酸化物等） |
| 揮発性有機化合物 | 大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物 |
| 粉じん | <ul style="list-style-type: none">・ 一般粉じん：物の破碎、堆積等により発生し、又は飛散する物質で特定粉じん（石綿）以外のもの・ 特定粉じん：石綿（アスベスト） |
| 水銀 | 水銀、水銀化合物 |

○対象施設

| | |
|--------------|-------------------------|
| ばい煙発生施設 | ボイラー、ディーゼル機関、廃棄物焼却炉など |
| 揮発性有機化合物排出施設 | 塗装施設、印刷の乾燥施設、貯蔵タンクなど |
| 一般粉じん発生施設 | 土石の堆積場、コンベア施設、破碎機、ふるいなど |
| 特定粉じん発生施設 | 混合気、切断機、研磨機など（現在は全て廃止済） |
| 水銀排出施設 | セメント製造用の焼成炉、廃棄物焼却炉など |

2 届出について（届出時期）

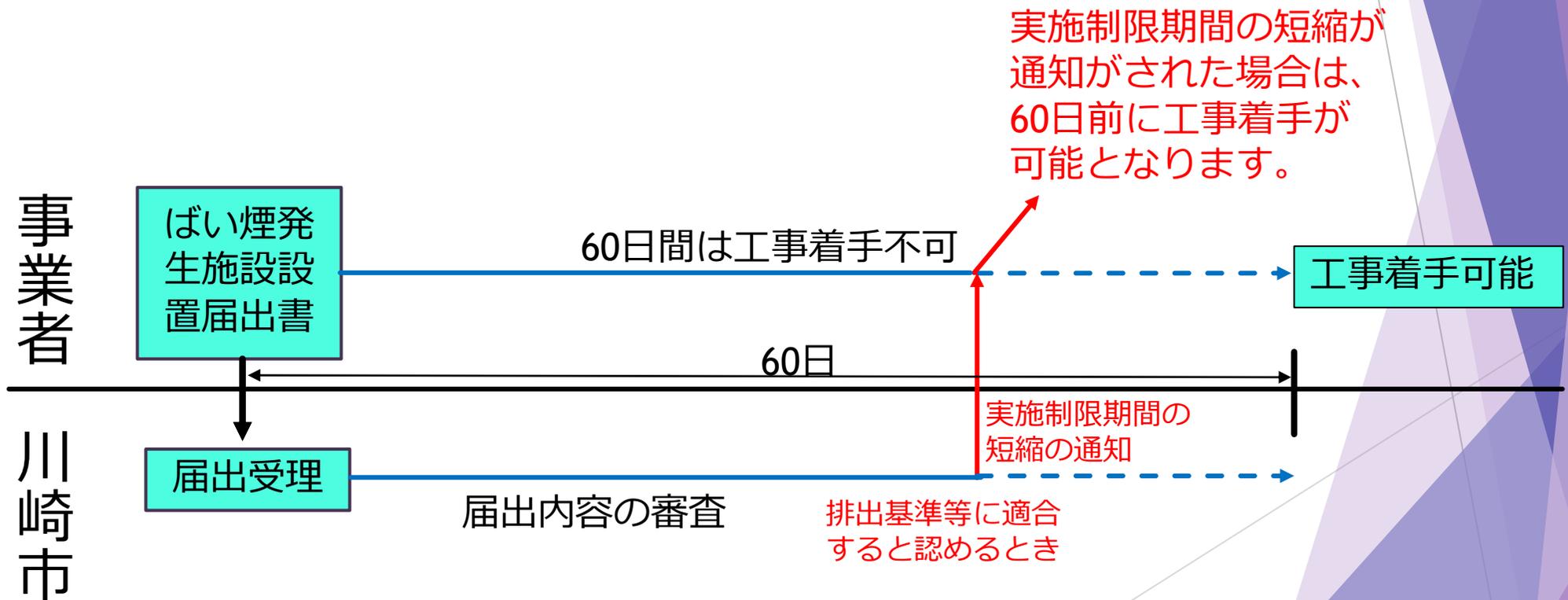
対象施設を設置や変更しようとする者は、事前に市に届け出なければなりません。また、法人の名称や代表者の変更、施設の譲受や法人の合併、施設の廃止があった場合は、事後に市に届け出なければなりません。

| 届出が必要な場合 | 施設の種類 | 届出時期 |
|--|--|--------------------|
| 施設の設置や変更 （設置届・変更届） | ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 水銀排出施設 | <u>工事着手の60日までに</u> |
| | 一般粉じん発生施設 | 事前に |
| 法人の名称・住所・代表者の変更 工場・事業場の名称変更 （氏名等変更届） | ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 水銀排出施設 一般粉じん発生施設 | 事後30日以内 |
| 施設の譲受、法人の合併分割 （承継届） | | |
| 施設の廃止 （廃止届） | | |

2 届出について（設置や変更の実施制限期間）

ばい煙施設、揮発性有機化合物排出施設及び水銀排出施設を設置や変更するときは、市が届出を受理してから60日を経過した後でなければ、工事の着手はできません。

ただし、市が内容を審査し、施設が排出基準等に適合すると認めるときは、実施制限期間の短縮を通知します。



※排出基準等が適合しないと認めるときは、市長は変更計画等を命ずることができます。
※水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置や変更する場合も同様となります。

2 届出について（届出の留意点）

- (1) 発電機（ディーゼル機関、ガス機関、ガスタービン）について
ばい煙発生施設が、電気事業法に規定する電気工作物に該当する場合は、届出は経産省となり市への届出は不要となります。
ただし、常用発電機については市条例の対象施設であるため市条例の許可申請・届出が必要となる場合があります。
- (2) ボイラーの規模要件について
令和4年10月1日から、大気汚染防止法に規定するボイラーの規模要件が改正され、伝熱面積の規模要件を撤廃しました。

改正前：伝熱面積が 10m^2 以上またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上
改正後：燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上

ただし、市条例の対象となるボイラーは、燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 未満であっても伝熱面積が 10m^2 以上であれば市条例の許可申請・届出が必要となります。

3 排出基準と測定義務（排出基準）

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設及び水銀排出施設には、排出基準が定められており、大気汚染物質の排出者はこの基準を守らなければなりません。

| | |
|--------------|---|
| ばい煙発生施設 | <ul style="list-style-type: none">○硫黄酸化物：硫黄酸化物の量（煙突の高さ及び地域ごとに定める定数に応じて設定）○ばいじん：施設・規模ごとの排出基準○有害物質<ul style="list-style-type: none">・窒素酸化物以外：施設ごとの排出基準（一部の施設のみ）・窒素酸化物：施設・規模ごとの排出基準 |
| 揮発性有機化合物排出施設 | 施設ごとの排出基準（400～60,000ppm C） |
| 水銀排出施設 | 施設ごとの排出基準 新設：8～50 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 既設：10～400 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ |

※川崎市は総量削減地域に指定されており、硫黄酸化物及び窒素酸化物については、一定規模以上の工場・事業場（特定工場等）には総量規制も適用される

※有害物質は、①カドミウム及びその化合物 ②塩素 ③塩化水素 ④弗素、弗化水素及び弗化珪素 ⑤鉛及びその化合物 ⑥窒素酸化物の6項目

3 排出基準と測定義務（測定義務）

ばい煙排出者、揮発性有機化合物排出者及び水銀排出者は、その施設・規模ごとに定められた頻度で大気汚染物質の濃度等を測定し、その結果を記録し3年間保存しなければなりません。

ばい煙発生施設

○硫黄酸化物

・硫黄酸化物の排出量が10Nm³/h以上

①特定工場等：常時

②特定工場等以外：2か月に1回以上

○ばいじん

・ガス専燃ボイラー等：5年に1回

・排ガス量4万Nm³/h以上のディーゼル機関等：2か月に1回

○窒素酸化物

・排ガス量が4万Nm³/h以上（燃料電池用改質器を除く）

①特定工場等：常時

②特定工場等以外：2か月に1回以上

※上記は一例です

揮発性有機化合物排出施設

年1回以上

水銀排出施設

排ガス量4万Nm³/h以上の水銀排出施設：4か月に1回

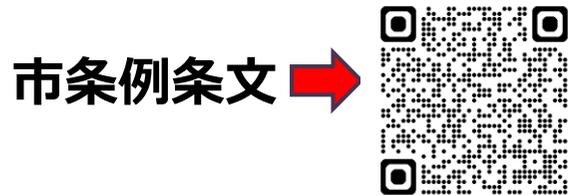
排ガス量4万Nm³/h未満の水銀排出施設：6か月に1回

※上記は一例です

3 排出基準と測定義務（留意事項）

大気汚染防止法に基づく基準と市条例に基づく基準が異なるため留意する必要があります。

- ・市条例の大気汚染物質の規制基準（条例第40条、施行規則第37条）
- ・市条例の大気汚染物質の測定（条例第42条、施行規則第39条）



●一例

- ・小型ボイラー（伝熱面積が10m²未満）は大気汚染防止法の排出基準や測定義務は当面の間適用されないが、条例に基づく測定が必要な場合がある。
- ・常用ガス機関は、ホルムアルデヒドが発生するおそれがあるため、条例の規制基準の対象物質であるホルムアルデヒドについても基準を遵守しなければならない。
- ・アンモニア脱硝設備があるばい煙発生装置については、条例の規制基準の対象物質であるアンモニアの基準も遵守しなければならない。

4 事故時の措置

ばい煙発生施設や特定施設^{注1}を設置する事業者は、施設の故障、破損その他事故により、ばい煙又は特定物質^{注2}を多量に排出されたとき、直ちに、応急の措置を講じ、復旧を務めるとともに事故の状況を市長に通報しなければなりません。

注1 特定施設：物の合成、分解その他の化学的処理に伴い特定物質を発生する施設

注2 特定物質：人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、28物質定められている。

(1)アンモニア、(2)弗化水素、(3)シアン化水素、(4)一酸化炭素、(5)ホルムアルデヒド、(6)メタノール、(7)硫化水素、(8)燐化水素、(9)塩化水素、(10)二酸化窒素、(11)アクロレイン、(12)二酸化いおう、(13)塩素、(14)二硫化炭素、(15)ベンゼン、(16)ピリジン、(17)フェノール、(18)硫酸（三酸化硫黄を含む。）、(19)弗化珪素、(20)ホスゲン、(21)二酸化セレン、(22)クロルスルホン酸、(23)黄燐、(24)三塩化燐、(25)臭素、(26)ニッケルカルボニル、(27)五塩化燐、(28)メルカプタン

市条例においても事故時の措置を定めています。大気汚染及び悪臭物質としてアクリロニトリル、キシレン等の54物質を定めており、事故発生時には、大気汚染防止法と同様に、直ちに応急措置を講じるとともに事故の状況等を市長に届け出なければなりません。

市条例の対象物質
(規則別表14の2参照)



5 光化学オキシダントの環境基準の見直しについて

昭和48年に設定された光化学オキシダントの環境基準が改正されます。
(令和8年4月1日施行予定)

○変更点のポイント (案)

- ▶ 短期基準の基準値が改正されるとともに、1時間値から8時間値に変更
- ▶ 長期基準が新たに設定

| 見直し前 | 見直し後 |
|----------------------|---|
| 1時間値が0.06ppm以下であること。 | オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。 |

※光化学オキシダントとは

- ・高濃度になると、呼吸器障害などの健康被害を引き起こし、農作物や森林に被害を及ぼします。
- ・濃度が0.12ppm以上となり、かつ気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき光化学スモッグ注意報が発令されます。
- ・揮発性有機化合物や窒素酸化物が、太陽の紫外線を受けて複雑な化学反応を起こすことにより発生します。

6 大気環境に関する自主的取組の推進

川崎市は、光化学オキシダントの環境基準が達成していません。
また、川崎市大気・水環境計画では、光化学スモッグ発令0日を目標としています。

そのため、光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物や窒素酸化物の排出抑制について、事業者の自主的取組を推進しています。

施設の改善、維持管理、作業方法の見直しなどにより、揮発性有機化合物や窒素酸化物の排出量を抑制するようお願いします。

施設の設置や更新時には、より環境性能の高い施設（低NOxバーナーのボイラー等）の選定等により、少しでも揮発性有機化合物や窒素酸化物の排出量を抑制するようお願いします。

環境性能高い施設については「環境への負荷の低減に関する指針」で示しております。

環境への負荷の低減に関する指針 →



ご清聴ありがとうございました

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

発生源大気・悪臭担当

TEL: 044-200-2517

Mail: 30suisin@city.kawasaki.jp